



VOL. 98

杜若経営法律事務所弁護士 向井 蘭

★労働契約書未締結を理由とした賃金二倍請求はどこまで認められるか？

1 意外と起きうる賃金2倍請求

「従業員から『労働契約書を締結していないので二倍の賃金を支払って欲しい。ずっと我慢してきたが雇われてから1年半経過しているので1年半分支払って欲しい』と言われたがどうしたらよいか」との相談を何度か受けたことがあります。現在、中国各地で都市封鎖がなされていますが、都市封鎖期間中で労働契約書を締結できない事も多いと思われるため、取り上げてみました。

2 事例

王は2018年10月24日に河南省の金融管理会社に入社し、記帳代行の仕事をして、2020年7月31日に退職しました。

彼女の雇用期間中、会社は王と書面による労働契約を締結していませんでした。

中華人民共和国労働契約法第82条では、「使用者が労働者との書面による労働契約を雇用の日から1ヶ月以上1年未満締結しない場合、労働者に月給の2倍を支払わなければならない」とされていることから、王は2倍の賃金（正確にはその内の受け取っていない1倍部分）を請求しようと考えました。

2020年9月27日、王は労働仲裁を申請し、労働契約書を締結していない2018年11月から2019年10月までの合計給与48,800元と2019年10月から2020年7月までの合計給与44,448.75元の支払いを要求しましたが、仲裁委員会はこれを支持しませんでした。

王は納得がいかず、訴訟を起こしました。

3 判決

(1) 一審判決・二審判決

使用者が労働者と労働契約書を雇用日から1ヶ月以上1年未満締結しなかった場合、使用者は労働者に2倍の月給を支払うべきであり、したがって、会社は王に対して、労働契約書がない2018年10月24日から2020年7月31日までの期間の賃金89,357.5元を支払う必要があると判断しました。

(2) 再審

審査の結果、高裁は、会社の再審申請理由によると、本件審査の焦点は、会社が王に2倍の賃金を支払うべき期間の範囲であるとししました。

中華人民共和国労働契約法第 82 条は、雇用主が労働者との書面による労働契約を雇用日から 1 ヶ月以上 1 年未満締結しない場合、雇用主は労働者に月給の 2 倍を支払わなければならないと定めています。

同第 14 条では、無固定労働契約とは、使用者と労働者の間で期間を定めないことに合意している労働契約を指すと規定しています。雇入れ開始日から 1 年間、使用者が労働者と書面による労働契約を締結しない場合、使用者は雇入れ開始日から 1 年経過時点で労働者と無固定労働契約を締結したものとみなされます。上記 82 条は、無固定労働契約を締結した後に 2 倍の賃金を支払うことを求めているため、無固定労働契約を締結したことになれば、2 倍の賃金を請求することはできなくなります。

したがって、高裁は、王の雇入れ開始日から一年経過後の請求については、2 倍の賃金を請求することはできないと判断しました。

4 解説

2022 年 2 月 21 日、最高裁判所と人的資源社会保障部が共同で「労働人事紛争における仲裁と訴訟のインターフェースに関する意見（I）」（人的資源社会保障部法（2022）第 9 号）を発表し、これを明確にしました。同意見の 20 条は、労働者が使用者に書面による労働契約を締結していないことを理由に、雇用日から 1 年経過後部分について 2 倍の賃金を支払うよう要求した場合、労働者人事紛争仲裁委員会および人民法院は当該要求を支持しないものとするされました。

労働契約書未締結には注意が必要です。

案号：（2021）豫民申 8769 号（当事者仮名）

以上